

2022年03月8日号

コロナ感染症 就業制限の解除に関する取扱い

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.2

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の森野でございます。

昨今、コロナ関連の質問が多数寄せられ、皆様にメルマガで配信させていただきます。

「コロナ関連 就業制限の解除に関する取扱い」についてご紹介します。

(なお、日々、情報が更新される予想がされますので、重要な際には配信します。)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より発表された「コロナ関連 就業制限の解除に関する取扱い」について簡単にご説明いたします。

コロナ感染者の就業制限や、濃厚接触者の待機期間が解除された後に労働者を就業させる際、陰性証明の提出を求めることは控えましょう。

感染者の就業制限解除は医療保険関係者による健康状態の確認を経て行われるため、解除された後、職場に陰性証明等を提出する必要はないとされているからです（濃厚接触者の待機期間解除後も同様です）。

陰性証明の提出はデリケートな問題なのですが、速やかに対応願います。

なお、補足としてPCR検査等は医師や自治体が必要と認めた場合に実施されます。

また、抗原定性検査キットは、エッセンシャルワーカーの待機期間短縮（7日→5日）のためのみに使用するようにしてください（需給がひっ迫しているため）。

詳しくは厚生労働省が発表している[「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」](#)をご覧ください。

日々、コロナ関係の情報はアップデートされますので、顧問の社会保険労務士に定期的にご相談下さい。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
